

第 2 提言（案）

6 併せて検討することとされているものについて

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任（~~公的弁護人制度~~）

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」を導入するに関連した法案が国会に提出されている。法律が成立し、同法の附則において、「政府は、被害者参加人の委託を受けた弁護士の役割の重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」とされたことから、「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」に伴う公費による弁護士選任については、関連法案の国会審議状況等を注視しつつ、できるだけ早期の制度導入に向けた検討を行うべきである。

なお、上記制度の運用の際、民事法律扶助ないし犯罪被害者等法律援助事業との適切な連携が図られるよう配慮すべきである。

「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に伴う公費による弁護士選任については、基本的に民事に係る問題であり、法律扶助の枠組みの中で対応すべきである。